議案第１４号

上尾市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について

上尾市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成２６年３月２７日提出

上尾市教育委員会教育長　　岡　野　栄　二

上尾市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

（上尾市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第１条　上尾市教育委員会事務局組織規則（平成５年上尾市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表教育総務部の項中「総務課」を「教育総務課」に改め、同条第２項教育総務部の部総務課の項中「総務課」を「教育総務課」に改め、同項第１１号中「及び幼稚園」を削り、同項第１４号中「属しない」の次に「事項に関する」を加え、同号を第１５号とし、第１３号を第１４号とし、第１２号の次に次の１号を加える。

(13)　市立幼稚園に関すること。

第２条第２項教育総務部の部生涯学習課の項中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

(7)　市役所ギャラリーの運営に関すること。

第２条第２項学校教育部の部学務課の項第２号中「、児童及び幼児」を「及び児童」に改め、同項第６号中「属しない」の次に「事項に関する」を加え、同号を第８号とし、第３号から第５号までを２号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の２号を加える。

(3)　児童・生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給に関すること。

(4)　特別支援学級の設置に関すること。

（上尾市教育委員会公印規則の一部改正）

第２条　上尾市教育委員会公印規則（昭和６２年上尾市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「教育総務部総務課長」を「教育総務部教育総務課長」に、「総務課長」を「教育総務課長」に改め、同条第２項及び第３項中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

第５条第１項、第６条第１項及び第２項、第８条第２項並びに第９条中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

第１１条の見出し中「総務課長保管公印」を「教育総務課長保管公印」に改め、同条第１項中「総務課長」を「教育総務課長」に、「総務課長保管公印」を「教育総務課長保管公印」に改め、同条第２項中「総務課長」を「教育総務課長」に、「総務課長保管公印」を「教育総務課長保管公印」に改め、同条第３項中「総務課長保管公印」を「教育総務課長保管公印」に改め、同条第４項中「総務課長保管公印」を「教育総務課長保管公印」に、「総務課長」を「教育総務課長」に改め、同条第５項中「総務課長保管公印」を「教育総務課長保管公印」に、「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

別表並びに第３号様式及び第５号様式中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

（上尾市図書館規則の一部改正）

第３条　上尾市図書館規則（平成１８年上尾市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２条中第５号を削り、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4)　子どもの読書活動の推進に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

（教育総務部総務課に関する読替規定）

２　この規則の施行の際教育総務部総務課に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、教育総務部教育総務課に勤務を命ぜられたものとする。

提案理由

教育委員会事務局における組織の名称を変更することに併せ、組織改正に伴う分掌事務の変更を行うため所要の改正を行いたいので、この案を提出する。